

社会福祉法人しあわせネットワーク 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和3年6月1日 ～ 令和5年5月31日までの 2年間

2、内容

目標1： 育児・介護と仕事の両立について、制度紹介の冊子を職員全員に配布し、制度の利用促進のための情報提供を行う。

<対策>

- 3年 6月～ 男性の育児休業取得を促進するためのチラシを作成、配布
- 3年 8月～ 育児・介護のための休業等の制度や休業補償等についての情報収集
- 4年 4月～ 冊子の作成と配布

目標2： 本人または配偶者が出産予定の職員から出産や育児に伴う休業の希望を聞き取り、各種制度の利用について相談したり、休業期間中や復職後の職員配置について一緒に検討する機会が設けられるような体制を作る。

<対策>

- 3年 6月～ 対象者の個人面談を実施
- 3年 9月～ 対象者から法人の対応等に対する意見・感想などの聞き取りを実施
- 3年10月～ 経営会議で体制づくりについて検討
- 4年 3月～ 必要に応じて規定・制度等を策定、職員会議で紹介

目標3： 年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 3年 9月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 3年10月～ 経営会議で検討
- 4年 2月～ 職員会議で検討
- 4年 4月～ 個々の有給休暇取得予定表の作成、及び毎月の取得状況の掲示